

第1条（適用の範囲）

1.本規約は、特定非営利活動法人日本 IT イノベーション協会(以下「運営者」という)が組織化する SOHO 事業者全国ネットワーク(以下「FAN クラブ」という)を運営するにあたり、FAN クラブメンバー(以下「メンバー」という)と運営者との一切の關係に適用されます。

2.本規約はメンバーが FAN クラブメンバー限定サービス(以下「本サービス」という)を利用するにあたり遵守すべき事項を定めるものです。メンバーがなんらかの本サービスを利用している場合、本規約に同意したものとみなします。

3.本規約は、運営者が FAN クラブ公式 web サイト(<http://www.jita-fan.net/>)(以下「FAN 公式サイト」という)及び@SOHO サイト(<http://www.atsoho.com/>)により、メンバーに随時提示します。

第2条（規約の変更）

1.運営者は、メンバーに事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとし、メンバーはこれを承諾します。

2.本規約の改定は FAN サイトへの掲示をしたときに効力を生じるものとします。本規約の改定後、メンバーが本サービスを利用した場合、改定後の本規約に同意したものとみなします。

第3条（メンバーへの通知）

前条の場合の他、運営者が必要と判断した場合には、メンバーに対して随時必要な事項を FAN 公式サイトへの掲示、書面その他の手段により通知します。

第4条（会員登録）

1.本サービスにおけるメンバーは、本規約を遵守することに同意し、かつ、運営者の定める一定の情報(以下、「登録事項」といいます。)を運営者の定める方法で運営者に提供することにより、運営者に対し、本サービスへの登録を申請することができます。

2.登録の申請は必ず本サービスを利用する個人又は法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申請は認められません。また、メンバーは本サービスへの登録にあたり、真実、正確かつ最新の情報を運営者に提供しなければなりません。

3.運営者は、第1項に基づき本サービス登録をした者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録情報を抹消し、本サービスの今後の利用を制限することがあります。

- ・本規約に違反する恐れがあると運営者が判断した場合
- ・運営者に提供された本サービス登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記、記載漏れがあった場合
- ・過去に本サービスの登録を取り消された者である場合
- ・その他、運営者が登録を適当でないと判断した場合

第5条（登録事項の変更）

メンバーは、登録事項に変更があった場合は、遅滞なく、運営者の定める方法により、当該変更事項を通知するものとします。

第6条（本サービスの利用）

1.メンバーは、本サービスの利用料金を支払い、本サービスの有効期間内に限り、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、運営者の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

2.メンバーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- ・ 運営者、本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- ・ 運営者が本サービスにおいて必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報をメンバーに送信する行為・ 犯罪行為に関連する行為
- ・ 法令又は所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ メンバーの判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- ・ コンピューター・ウィルスを含む電子メールなど有害なコンピューター・プログラム等をメンバーに送信する行為
- ・ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- ・ その他、運営者が不適切と判断する行為

3.運営者は、本サービスにおいてメンバーから当ウェブサイトに対する情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると運営者が判断した場合には、メンバーに事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除し、場合によってはアカウント停止処分とすることができるものとします。

4.FAN クラブからメンバーへの発注契約に関しては当規約の最後に定める FAN クラブ業務委託基本契約書に記載するものが適用されるものとします。

第7条（保証の否認及び免責）

1.本サービスは、運営者が SOHO 事業者の支援を目的として事業のため運営者は、メンバーが本サービスを通じて希望する受発注者、または報酬やその他の情報を得られることを保証するものではありません。メンバーが運営者から直接又は間接に本サービスに関する情報を得た場合であっても、運営者はメンバーに対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。

2.メンバーから FAN クラブへの発注に関しては運営者へ問い合わせを行い、運営者が受注可能と判断した案件のみ受託いたします。メンバーの能力やスケジュール、報酬等により案件をお断りする場合もあり、全ての案件の受注を保証することはできません。

3.メンバーは、本サービスを利用することが、メンバーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、運営者は、メンバーによる本サービスの利用が、サービス利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

第 8 条（アカウント及びパスワードの付与、管理）

1.メンバーは、FAN クラブメンバー管理システム（以下「管理システム」）のアカウント及びパスワードの使用・管理について一切の責任を持つものとし、

2.管理システムにおいて運営者がメンバーのアカウント及びパスワードと入力されたアカウント及びパスワードとの一致を認めて取り扱いましたうえは、アカウント・パスワードが不正に利用されたことによりメンバーが損害を被った場合であっても、運営者は責任を負わないものとし、

3.メンバーは、アカウント・パスワードを第三者に使用させ、譲渡し又は担保に供することはできません。

第 9 条（料 金）

1.本サービス提供の料金は、別途運営者が定める通りとし、運営者所定の時期及び方法にしがい支払うものとし、

2.一旦受領した料金は、サービス提供が中止、中断され又は期間満了をまたずに終了した場合であっても一切返還しないものとし、

3.運営者がサービス提供期間内に料金を変更した場合、別途運営者からメンバーへ通知するものとし、

第 10 条（権利帰属）

1.本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て運営者に帰属し、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する運営者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第 11 条（登録取消）

1.運営者は、メンバーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該サービス利用者の登録を抹消することができ、また、場合によってはアカウント停止処分とすることができるものとし、

- ・ 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ・ 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

- ・ 運営者、本サービスの他のメンバー又は第三者に損害を生じさせるおそれのある態様で本サービスを利用した、又は、利用しようとした場合
- ・ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- ・ その他、運営者がメンバーの登録の継続を適当でないと判断した場合

2.メンバーは、運営者の定める方法に従い、いつでも、自らの登録を取り消すことができます。

3.登録が取り消された場合、メンバーは、運営者に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに運営者に対し全ての支払債務の支払を行わなければなりません。

4.運営者は、本条に基づき運営者が行った行為によりメンバーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条（紛争処理及び損害賠償）

1.メンバーは、本規約に違反することにより、又は、本サービスの利用に関連して運営者に損害を与えた場合、運営者に対し、その損害を賠償しなければなりません。

2.メンバーが、本サービスに関連して他メンバー、その他の者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を運営者に通知するとともに、メンバーの費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、その結果を運営者に報告するものとします。

3.メンバーによる本サービスの利用に関連して、運営者が、第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、メンバーはそれに基づき運営者が第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第 13 条（本サービスの停止又は中断）

1.運営者は、以下のいずれかに該当する場合には、メンバーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- ・ 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- ・ コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- ・ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- ・ その他、運営者が停止又は中断を必要と判断した場合

2.運営者は、前項に基づき行った措置に基づきメンバーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 14 条（有効期間）

本規約に基づく運営者とメンバーとの間の利用契約は、メンバーについて第 6 条に基づく利用期間中に運営者とサービス利用者との間で有効に存続するものとします。

第 15 条（秘密保持）

(1)本規約において「秘密情報」とは、本規約に関連して、一方の当事者が、相手方より書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は、本サービスに関連して知り得た、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

(2)運営者及びメンバーは、秘密情報を本サービスの目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

(4)第 2 項の定めにとらわらず、運営者は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

(5)メンバーは、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に運営者の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については、第 2 項に準じて厳重に行うものとします。

(6)メンバーは、運営者から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、運営者の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、電磁的記録その他の媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

運営者はメンバーの個人情報を特定非営利活動法人日本 IT イノベーション協会（以下 JITA）のプライバシーポリシーに基づいて取り扱うものとし、サービス利用者は、このことに同意するものとします。

JITA の個人情報保護について

<http://www.npo-jita.org/privacy/index.html>

第 17 条（パートナー）

運営者は、本サービスの提供にあたり、本サービスへの募集・申込み手続きの代行および広告掲載料の請求と領収その他の業務を第三者に委託することができるものとします。（以下、運営者からかかる委託を受けた第三者を「パートナー」といいます。）この場合、本規約における運営者の行為の一部をパートナーが代行することがあります。

第 18 条（免責）

第 13 条各号の場合を含め、運営者及びパートナーは、情報掲載者に対し、本サービスの提供不能、又は不完全な提供等の事態が発生した場合であっても故意又は重過失なき限り、当該サイト自体に関連するクレーム又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（存続規定）

第 7 条、第 8 条第 2 項、第 10 条、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 15 条、第 16 条、第 20 条、第 22 条並びに本条の規定は本規約に基づく運営者とメンバー間の利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 20 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第 21 条（協議事項）

情報掲載者及び運営者は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議し解決するものとします。

第 22 条（所轄裁判所）

本規約及び本サービスの提供に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

Copyright c 2008 NPO-JITA All rights reserved.

FAN クラブ業務委託基本契約書

特定非営利活動法人 日本 IT イノベーション協会（以下「甲」という）と FAN クラブメンバー（以下「乙」という）とは甲が組織化する SOHO 事業者全国ネットワーク（以下、「FAN クラブ」という）の業務を乙に委託し乙がこれを受託することに関し次のとおり基本契約を締結する。

第 1 条（目的）

1. 甲は、本契約記載の条項をもって第 2 条に定める各種業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲および乙は、信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって本契約を履行するものとする。

第 2 条（業務の内容）

本契約が適用される業務（以下「本件業務」という）の内容は次の各号とする。

1. 甲から発注される案件業務
2. 上記に付帯する担当ディレクターからの指示に対する業務
3. 上記に付帯する一切の業務

第 3 条（実施場所）

乙は本件業務の実施場所について特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。

【実施場所】基本は乙所在地とする。

但し、甲乙ともに必要に応じて、乙は甲へ訪問する。

第4条（報酬）

甲は乙に対して、本件業務の対価としての報酬を支払う場合には、報酬金額およびその支払方法を別途定めるものとする。なお、所得税の源泉徴収については甲においては行わないものとし、乙が自ら納税するものとする。

第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、甲から本件業務が発注されてから本件業務が完了するまでとする。

第6条（指示命令系統）

案件の遂行にあたっては甲の指名する当該ディレクターの指示に従うものとする。甲からの指示が無い限り、甲への発注元に一切の連絡を行ってはならないものとする。

第7条（個別契約の締結）

1. 甲が乙に委託する個々の業務の内容、期間、報酬、その他委託につき必要な条件は、その都度、本契約に基づいて別に契約される個別契約書あるいは発注書又は見積書・請求書を持って定めるものとする。
2. 本契約は甲乙間で締結される個別契約に共通して適用される。ただし個別契約において本契約と異なる事項を別途定めることもできる。

第8条（再委託の禁止）

1. 乙は書面による甲の事前承諾がない限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
2. 乙が甲の承諾を得て本件業務を再委託する場合、乙は当該再委託先に対し、第9条に定める機密保持義務と同等の義務を負わせなければならない。

第9条（機密保持）

1. 乙は本件業務により知り得た個人情報、その他の機密情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。
2. 乙は、本件業務に従事する乙の従業者との間において、前項の義務を遵守するための秘密保持誓約書を締結する等、秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
3. 乙は本件業務により知り得た個人情報、その他の機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製・複写または改変が必要な場合には、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
4. 第10条に定める事項につき甲から要請があった場合、乙は業務に支障があることを明示しない限りこれを受け入れるものとする。
5. 本条の定めは、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第10条（個人情報の取り扱い）

1. 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報を委託する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。
2. 乙は個人情報の委託を受けた場合、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者およびコンピュータ端末を限定するものとする。
委託業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
紙媒体・電子データを問わず、委託を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとする。
個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとする。
不要となった個人情報は、再生不可能な状態に完全消去するものとする。
3. 第8条に基づき委託業務の全部、または一部を第三者に委託する場合、乙は当該第三者に対し、前項に定める措置を遵守させるものとする。
4. 委託を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙はすみやかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

第11条（業務の実施）

1. 乙は個別契約に定められた委託業務を善良なる自らの責任をもって、誠実に遂行する。
2. 乙は個別契約に定められた甲への提出物を所定の期日、場所に提出する。
3. 乙は委託業務に遂行するのに支障が生ずる恐れがある事由が発生した場合には、速やかに甲に連絡し対策を協議する。

第12条（進捗状況報告）

甲は乙に対し本件業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙はすみやかにこれに応じるものとする。

第13条（本件業務に関する権利の帰属）

甲が乙に委託した本件業務の成果に関する一切の権利は甲に帰属する。ただし、提出前の状態で且つ乙が従来より権利を有していたものに関する権利は乙に留保されるものとし、甲への提出をもってその権利は甲へ移転するものとする。

第14条（目的資料の引渡）

本件業務実施に関して作成した文書、その他目的資料等（以下「目的資料」という）がある場合は、乙は、甲が提出を要

求した場合に当該目的資料を甲に引渡すものとする。

第 15 条（提出期限の変更）

1. 甲乙双方、またはいずれか一方のやむをえない事由により、提出期限の変更が必要になった場合には、甲乙協議のうえ、これを変更するものとする。
2. 乙は天災その他不可抗力により提出期限までに成果物を提出することが困難になったときは、甲に対して提出期限の延長を求めることができるものとする。
3. 甲は、前項の規定により乙の求めについて正当と認めるときは、提出期限を延長するものとする。

第 16 条（支払遅延損害金）

甲の責に帰すべき事由により契約金額を支払約定日までに支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数（以下「支払遅延期間」という）に応じ、契約金額に対し年利 5%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとする。

第 17 条（損害賠償）

1. 乙または再委託先の責に帰すべき個人情報の漏洩、または不正使用があった場合、乙はこれにより甲または第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。
2. 甲または乙が、本契約または個別契約に違反したことにより、相手方に損害を与えた場合、甲乙は協議し、合意に達した後、違反した当事者は相手方に対し当該契約の範囲内で損害の賠償責任を負うものとする。

第 18 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次に掲げる各号の一に該当したときは、書面をもってただちに本契約の全部、または一部を解除することができるものとする。
 - (1)金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (2)監督官庁より認証の取り消し、活動停止等の処分を受けたとき
 - (3)第三者より仮差押え、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき
 - (4)破産、特別清算、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てがあったとき
 - (5)活動停止または解散の決議をしたとき
 - (6)前各号の他、本契約を維持しがたい重大な事由が生じたとき
2. 甲または乙は、相手方が本契約に違反したときは、書面をもって契約の履行を催告し、相当期間を経過しても契約が履行されないときは、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
3. 甲または乙は、災害その他やむをえない理由により本契約の履行が困難であると認めるときは、相手方と協議のうえ、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
4. 乙が何らかの事由で FAN クラブメンバーとしての資格を剥奪又は自らが甲を脱会した場合には同時に本契約も解約されるものとする。

第 19 条（契約締結の費用）

本契約、および個別契約締結に必要な費用は、甲乙折半とする。

第 20 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理するものとする。

第 21 条（協議）

本契約に定めのない事項、その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとする。